



支援米の収穫 編集部

目 次

特集 今、協同組合は何をすべきか

今、協同組合は何をすべきか	梶井 功 (4)
社会的企業としての協同組合	石田 正昭 (6)
ドイツに「エネルギー協同組合」設立運動の波	村田 武 (14)
JA運動はどうあるべきか	白石 正彦 (21)

シリーズ「世界の食料と農業①」

アメリカの干ばつと穀価高騰の背景	服部 信司 (31)
------------------	------------

「カリフォルニア農業の今⑤」

協同組合原則と米国での修正	堀口 健治 (38)
---------------	------------

〔時評〕 福島農業の再起を考える	(KY) (2)
------------------	----------

☆表紙写真 「晩秋の武蔵丘陵」編集部
「農村と都市をむすぶ」2012年11月号（第62巻11号）通巻733

福島農業の再起を考える



東日本大震災・福島第一原発事故から一年半以上が経過した。被災地・東北の復旧・復興事業は全体的に遅れがめだつ。とくに原発事故による放射性物質汚染の被害を受けた福島県では、市街地・住宅地は言うに及ばず、農地・山林など環境全体が汚染され、福島第一原発周辺の警戒区域・計画的避難区域の一一市町村内の人たちは避難を余儀なくされている。避難指示区域一一市町村で、居住できないとされる放射線量・年間二〇ミリシーベルト（ 20mSv ）以上のところに家のある人は約五・五万人（地域人口の六四％）にのぼっている。

指示区域は二〇一二年四月に見直され、福島第一原発から二〇～三〇km圏内区域が避難指示解除準備区域として帰宅が許されたが、昼間だけで夜間は退去という状況である。また、原発事故時の南東風によって極めて高い放射性物質汚染をこうむった計画的避難区域の飯館村は、北部の敷集落を除いて居住制限区域とされ、村の南部にある長泥地区などは五年間帰ることのできない帰還困難区域とされた。

放射性物質による汚染は広範囲におよんでいる。福島の農地総面積一四・四万ha（うち水田一〇・五万ha）

のうち、放射性セシウム濃度が農地土壌1kg中一〇〇〇ベクレル（Bq）以下は八・二万ha（うち水田六万ha）、一〇〇〇～五〇〇〇Bqが五・四万ha（うち水田三・九万ha）であり、農地土壌1kg中五〇〇〇Bq以上の農地が八三〇〇haある——〇・五～一万Bq二七五四ha（うち水田一九五八ha）、一～二・五万Bq三三二六ha（うち水田二五七五ha）、二・五万Bq以上が二二二七ha（うち水田一六四六ha）である（全国農業新聞二〇一二年三月三〇日）。

特別措置法（二〇一一年八月二六日成立）にもとづく除染が住宅地・農地を先行して実施されている。特措法にもとづく「除染に関する緊急実施基本方針」は、①推定年間被曝線量が二〇mSvを超えている地域を中心に国が除染を進めて、二〇mSvを下まわるようにする、②二〇mSvを下まわる地域でも、市町村等の協力を得ながら年間被曝線量を一mSvに近づけること——を目標にしている。

農地の除染は、推定年間被曝線量が二〇mSvを下まわっている地域で、空間線量率を二年後までに五〇％減少、長期的には一mSv以下に引き下げることが目標。放射性セシウム濃度が農地土壌1kg当たり五〇〇〇Bq以下の農地では反転耕（天地返し）等により廃棄土壌をださずに実施できる。五〇〇〇Bqを超える農地では表土を削りつつ上で、水を入れて攪拌し土壌を除去するか、反

転耕をおこなうことで除染する。

農水省は、計画的避難区域の飯館村三地区と川俣町山木屋二地区の合計四〇haで、農地除染対策実証事業を実施して、「中間取りまとめ」を公表した。大半の農地で表層から深さ三cmまでに放射性セシウムの八〜九割が存在している。このため、田畑を除草・整地して固化剤を散布した上で、表土を地表から深さ三〜五cm削り取った。

その結果、深さ一五cmまでの作土層の放射性セシウム濃度が六九〜九三%低下した。表土削り取りの後、反転耕を行った圃場では、作土層の放射性セシウム濃度がさらに六割近く低下した。この実証効果をもとに、農水省は「農地除染対策の技術書」を公表した。

問題は、重機など機材・資材と労力・手間の問題に加え、廃棄土壌の処分である。農水省の実証事業では、農地四〇ha分の表土削り取りなどで廃棄土約二・九万 m^3 が発生した。廃棄土は、仮置き場が造成されるまで、実証圃場近くの仮々置き場や実証圃場現地で保管されている。農地除染による廃棄土だけでなく、住宅地・市街地の除染による廃棄物なども、除染した住宅の敷地の隅を仮々置き場として保管されている。広範囲に拡散した放射性物質の「除染」は「移染」でしかない（本誌七月号、中島紀一論文）が、その「移染」さえまならない。仮置き場の造成すら同意が得られないという問題をかかえ

ているのである。

食料品の放射性物質の暫定基準値は、米など一般農産物は1kg当たり一〇〇Bq、牛乳など飲料品等は五〇Bqに引き下げられた。警戒区域・計画的避難区域以外で農作物の栽培が可能とされた区域では、「風評被害」に悩まされながらも昨年・今年と耕作がつけられ、土壌中の放射性セシウムは作物本体にはほとんど移行しないことが実証されてきた。今年、米は暫定基準値を大幅に下まわる一五Bqを検出限界として全袋検査が行われている。原乳も一〇Bqを検出限界として検査しているが、「検出せず」がつづいている。営農の再開・継続のなかに、福島県農業の再起・再興の道がある。

だが、問題は残る。福島県酪農協等の支援でNPO法人が酪農経営を福島市で立ち上げ、九月半ばから生乳出荷を始めた。飯館村・浪江町などの帰ることのできない被災酪農家五人の共同運営の牧場である（当面一五〇頭規模）。自給飼料の収穫・利用・放牧の自粛が指示されるなかで、飼料高騰の問題をかかえながら、濃厚飼料も粗飼料も購入によらざるをえない。この地では、飼料自給型・地域循環型酪農の道が閉ざされている。こうした試みに国の万全な支援が必要である。

(KY)

今、協同組合は何をすべきか

東京農工大学名誉教授 梶井 功

(一)

国連は、国際協同組合年（IYC）のスローガンを“Co-operative enterprise build a better world”と定めている。日本のIYC全国実行委員会は、これを“協同組合がよりよい社会を築きます”と訳している。協同組合企業”という表現は、“国連の公用語”になっており、中国語では「合作企業」と表現されているが、日本では「企業」という表現に違和感を持つ人もいるため、「協同組合」としている。「協同組合研究」一一年八月号所収栗本昭稿）のたそうだ。

二〇一二年を国際協同組合年と「宣言」した国連総会決議のなかには、“持続可能な開発、貧困の根絶、都市と農村地域における様々な経済部門の生計に貢献することのできる企業体・社会的事業体としての協同組合”という文章もある。

“企業体・社会的事業体”をより簡潔に表現した、とっていい“社会的企業”という表現もこのところよく使われている。何故こういう言葉が使われるようになったのか、今日の協同組合を特徴づける“社会的企業としての協同組合”とはどういう協同組合なのか、この理解を深めるべく第一章を用意した。そして、社会的企業としての協同組合の代表的事例として、一〇〇%再生可能エネルギー地域づくり運動に取り組んでいるドイツのエネルギー協同組合を第二章で紹介する。こういう世界の協同組合運動の潮流のなかで、日本の協同組合、特にその主軸的存在とっていい農業協同組合は、今、何に取り組むべきか、を第三章で論じていただいた。

(二)

「宣言」を行なったときの国連総会決議は、“全加盟国……に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励”するとともに“適宜、協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し……急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高める”よう、各国政府に対して……促し”ていた。

この国連決議に沿って、IYC全国実行委員会は、今年の一、二月、協同組合に關しての原則を明らかにして、関連法規の統一的理念を示す。協同組合憲章の草案を示し、草案を参考に憲章をつくることを政府に要請した。そのなかでIYCも、協同組合が新しい公共の担い手として取り組めるよう、協同組合に關する法制度について必要な見直しをおこなうとともに、協同組合に共通する法制度についての検討を進めることを求めていたが、この問題についての政府の反応は、目下のところまったくないようだ。

IYC実行委の政府への要請を受けての政府の対応が、インターネット上の「政府広報オンライン」に示されたことを報じた九・二八付日本農業新聞は「政府として協同組合の役割を認め、政策でも配慮する姿勢を明確にしているものの『憲章』と比べれば格が落ちる。方針を述べているだけで、協同組合憲章について政府は、関係する省庁が多岐にわたるため、各協同組合が関係省庁と相談して了解を得る必要がある（内閣官房）」と積極的な姿勢はみられない」としている。ましてや「関係する省庁が多岐にわたる。法制度の『検討』などは遠い話、ということかもしれない。こんなことでいいのだろうか。

(三)

こんなことでよくないのは、特に農業協同組合にとってである。国際協同組合年の今年持たれた第二六回JA全国大会は「持続可能な農業の実現」とならんで「豊で暮らしやすい地域社会の実現」を「JAグループのめざす姿（一〇年後）」とし、その実現に向けたJAの「協同組合としての役割発揮」を決議した。JA支店を拠点としたJA地域くらし戦略の実践が強調されており、当然に地域内外の都市住民・消費者との交流が強調されている。前回大会で決議した「多様な連携・ネットワークを構築することで新たな協同の輪を広げ、わが国の農業の復権・地域の再生とそれを支えるJA経営の変革をすすめる運動を一層充実・発展させよう、というのであろう。

この課題をJA組織が初めて提起したのは生活基本構想を立てた一九七〇年の第一二回大会だった。「農協運動は生活基本構想の課題と対策に即して体制を整備し生活活動を強化させること。また協同の輪を地域住民に広げ、ともに経済的利益と生活の便宜を得る新しい地域社会の建設に取り組むこと」が決議されたのだが、協同の輪を地域住民に広げること、当然に準組合員数を増加させ、組織の意志決定上に問題を生じさせる。このことを意識して、七〇年大会決議は、同時に「農業者・非農業者を問わず、自由に協同組合を組織でき、しかも総合経営もできる一般協同組合法制の検討をすすめる」ことも決議していた。〇九年に組合員正準は逆転した。それはもっと深まる状況下にある。協同組合法制の検討を急ぐべきではないか。

社会的企業としての協同組合

三重大学大学院生物資源学研究所 特任教授 石田 正昭

1、社会的企業とは何か

社会的企業のご概念は幅広いが、一般的には、社会問題の解決を目的として収益事業に取組む事業体のことをいう。NPOにみられるような、世のため人のために行われる公益的活動を、一時的にはなく継続的に行う事業体である。

それは無償奉仕を原則とするボランティア活動とも異なるし、利潤分配を目的とする営利企業とも異なる。さらには形式的平等性を優先する公共セクターとも異なっている。営利企業も公共セクターも取組まないような、地域社会のきめ細かなニーズに対応した事業展開を得意とするという意味で、市場の失敗や政府の失敗を補正する事業体というてよいのかもしれない。

以上を要約すると、社会的企業とは、①営利ではなく、社会的目的（公益）の実現を内容とする事業体である

こと、②利潤の獲得を否定するものではないが、その利潤を株主など外部に流失させるのではなく、社会的目的をもつ事業に再投資する事業体であること、という整理が可能である（注1）。

これに対し、協同組合は出資、利用、参加を一体化させた人びとの共助・共益の事業体という性質をもっている。世のため人のためではなく、自分のための組織である。社会的・経済的弱者の個人が、より強くなるために連帯する相互扶助の組織である。共助・共益の組織であるから、原理的には公益に関心を払う必要もないし、公益に経営資源を投入する必要もない。

しかし、そうはいうものの、現実には、医療、介護・福祉、人的能力開発、雇用創出などの公共的な分野において、生協、農協、労協などの各種協同組合が独自の事業を展開しており、協同組合が公益にまったく無関心、無関係というわけではない。また、こうした事業体の取

組みとは別に、生協・農協の役職員や組合員たちが地域社会に役立つ協同活動、すなわち地域貢献活動も数多く展開している。

これらはすなわち、共助・共益の組織ではあるものの、その可能な範囲内で公益にも関心を払うこと、これが現代の協同組合運動の基本であることを教えている。小稿では、こうした協同組合の動きに着目しながら、共助・共益の協同組合が、公益にも関心を払うようになった理由や経緯を説明したいと思う。

2、協同組合における「地域社会への関与」

共助・共益の組織ではあるものの、公益にも配慮すべきことを宣言したのは、現行の協同組合原則である『協同組合のICAAイデステイティ声明』(以下、一九九五年原則と略)からである。その第七原則「地域社会への関与」で、「協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する」と謳っている。

この第七原則は一九九五年原則で初めて協同組合原則として採用されたが、最初はその意味の大きさに気づかない協同組合関係者が多かった。しかし、そこに協同組合運動に関する本質的な問題提起が含まれているということは、別途バックグラウンドペーパーで示された背景

説明をみると明らかである(注2)。

「協同組合は本来、組合員の利益のために存在している組織である。しばしば特定の地理的空間における組合員とのこの強い結びつきのゆえに、協同組合はしばしばその地域社会と密接に結びついている。協同組合は地域の社会的、文化的な発展が確実に持続するようにする特別な責任をもつ。協同組合は地域社会の環境保護のためにしっかりと活動する責任がある。協同組合が地域社会にどのくらい深くどのような形で貢献すべきかを決定するのは組合員である。しかし、それは組合員が避けることのできない責任である。」

この第七原則が形成されるまでに三つの報告書、すなわちレイドロー報告、マルコス報告、ベーク報告がICAA大会に提出され、採択されている(注3)。その中で共助・共益の組織とはどのようなものか、また共助・共益に加えて公益に配慮した組織とはどのようなものかを示したのは、レイドローの『西暦二〇〇〇年における協同組合』である。それによれば(注4)

「協同組合は単なる企業ではなく、経済的目的と社会的目的をもった企業であるとして、その二重の目的によって一般的に普通の会社や資本主義企業から区別される。(中略…) 前世紀の指導的な経済学者、アルフレッド・マーシャルは、それをつぎのように表現した。『ほかの

運動は高い社会的目標をもっている。ほかの運動は広い事業基盤をもっている。協同組合のみが双方をもっている」と。

さらにつづけて、レイドローはこういう。

「この二つの極端な観点のあいだの選択は決して容易ではない。まったく企業的事業であり、社会的目的をもたない協同組合は、ほかの協同組合よりも長く存続するかもしれないが、徐々に弱体化し、長期的には崩壊するだろう。いっぽう、社会的使命には大きな力点をおくが、健全な事業慣行を軽視する協同組合はおそらくすぐに解体するであろう。もちろん、ここで必要とされることは、組織全体における常識的なバランスであり、経済と社会、事業経営と理想主義、プラグマチックな経営者とビジョンをもった素人の指導者の混合である。」

まさに、二重の目的をもつ協同組合の有効性を強調するために、最後にはトップマネジメントのあり方までもちだして、経済的目的と社会的目的の統合の重要性を強調しているのである。この経済的目的と社会的目的の統合という点に、共助・共益の組織ではあるものの公益に配慮した組織の特徴が表れているといつてよいだろう。

こうしたレイドロー報告に影響を与えたものとして、ジョルジュ・フォーケ『協同組合セクター論』があることを忘れてはならない(注5)。フォーケは、協同組合組

織の二つの構成要素として、協同(アソシエーション)または社会的要素と事業(アンダーテイキング)または経済的要素があることを指摘し、レイドローの協同組合における二重の目的の理論的基礎を提供している。

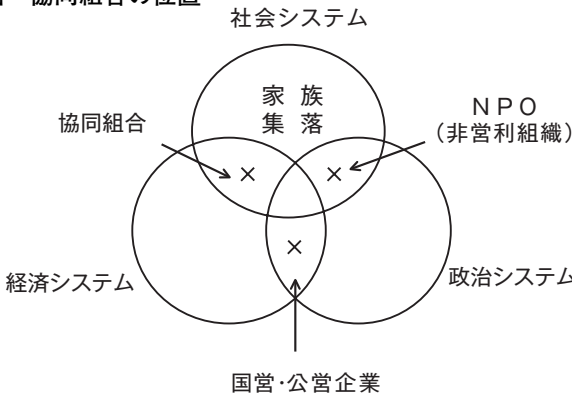
3、社会的経済の一員としての協同組合

「共助・共益の組織ではあるものの公益に配慮した組織」とは、別の表現が許されるならば「社会的経済」の一員としての協同組合を強く意識することにほかならない。

ここで「社会的経済」とは、協同組合が社会的目的と経済的目的の二重の性格をもつ組織であることを前提として、公共セクターとも異なり、民間営利セクターとも異なる独自の領域を形成するような、市民たちがつくる自発的協力のセクターのことを指している。通常、この自発的協力のセクターはサード・セクターとか民間非営利セクターと呼ばれている。

社会的経済が求められる理由は、公共セクターや民間営利セクターにのみ頼っていたのでは解決できないような問題、たとえば失業、所得分配、公共サービスの質、住宅、健康、教育、退職者の生活の質などの問題が、地域社会に山積していることによる。この社会的経済の考え方の源流をたどると、一九世紀フランスの労働者協同

図 協同組合の位置



組合運動の協同思想にたどりつくが、近年注目を浴びるようになったのは一九八九年に欧州連合（EU）第二三総局の中に社会的経済の部局が設置されたことによる。ただし、現在においても、社会的経済のとりえ方は国により、研究者によりさまざまであって、普遍的に通用する定義はないとされる。このため、EUでも社会的経済を定義する試みを放棄し、網羅的に、協同組合、ミューチュアル（共済組合）、アソシエーション・財団（非営利組織）によって構成されるとしている（注6）。

では、社会的経済の中で、協同組合はどのような特徴を持ち、どのような領域に位置する

か。とくに、協同組合とアソシエーション・財団（非営利組織）の違いはどこに求められるのであろうか。日本的にいうと、アソシエーション・財団の典型はNPOであるが、そのNPOと協同組合の違いは何であらうか。

通常、社会的経済を説明する場合、「ベストフの三角形」が使われるが、この三角形では協同組合とNPOの違いを説明できない（注7）。そこで、ここでは神野直彦『システム改革の政治改革』あるいは篠原『市民の経済学』で提示された、社会システム、政治システム、経済システムという三つのシステム概念を使って（注8）、協同組合とNPO（非営利組織）の違いを説明したいと思う。

図（協同組合の位置）がそれである。この図においては、われわれの社会は、社会システム、政治システム、経済システムという三つのサブシステムから構成されていることを前提としている。

社会システムとは、人と人のつながりの中で人間が生まれ、成長し、次代を担う子供たちをつくっていく過程、すなわち人間の再生産の過程を表している。このサブシステムを構成する基本単位は個人であるが、その個人が織りなす人と人のつながり、すなわち家族とか集落（共同体）、自治会などの血縁・地縁の関係、あるいは学校、趣味・娯楽、職場などの同一性で結ばれた友縁の関係が

主たるプレーヤーということになる。

これらのプレーヤーはいわばインフォーマルな組織を形成しているが、このインフォーマルな組織を動かすものは、コミュニケーションを媒介とする「助けあい」である。互酬性にもとづく助けあいの精神のもと、コミュニケーションが頻繁に行われ、相互扶助、共同作業に携わる場面が多くなれば多くなるほど、よりよい成果が期待できる（注9）。自由、平等、友愛という社会的経済の理念に照らせば、このシステムを動かすものは友愛ということになる。

相互扶助や共同作業を繰り返すうちに、それらの活動を継続的に保障する仕組みとして、フォーマルな組織として、自発的協力の組織が生まれてくるようになる。このフォーマルな組織は、家族や集落（共同体）などのインフォーマルな組織の周辺部に形成されるが、そのうちの相互扶助を目的とする自発的協力の組織が協同組合である。協同組合は、メンバーシップ制のもと、自らが自らを助けるという意味の自助組織として発展する。

一方、共同作業を目的とする自発的協力の組織がNPO（非営利組織）である。NPO（非営利組織）は、世のため人のため、仲間が集まって共同作業を行うという意味で他助組織として発展する（注10）。

これらの自発的協力の組織の使命は、自らの組織が外

延的に拡大すること、言い換えれば経済システムや政治システムの領域に食い込みながら、ともすれば規模と機能を縮小させがちな家族や集落（共同体）を支え、刺激し、社会システムを再活性化すること、すなわち「地域の再生」をはかることである。

歴史的にみれば、われわれの社会で先行的に成立したのは社会システムである。その社会システムから、農業社会の発展とともに権力機構が確立し、政治システムが分離・拡大していき、次いで工業社会の発展とともに市場が形成され、経済システムが分離・拡大していった。

政治システムは社会システムでは処理できない大きな問題の解決をはかるための仕組みである。その主たるプレーヤーは政治家であるが、彼らは権力を媒介に「脅しあい」を行い、多様な人びとの意思を一つにまとめあげ、国家的な統制をはかろうとする意向をもっている。ヒットラーのような独裁者が出現した場合は人びとに選択の自由はなく、意思反映の機会は極小化するが、民主主義社会のもとでは、人びとに経済的自由と政治的平等を保障しながら賛同者を増やし、より多くの人びとにより多くの幸せを提供することをその使命としている。

このような政治システムのもとで、行政機関を通して提供されるが公益的サービスであるが、そのサービスは高い公共性を有するために、地域社会における防災・防

犯、環境、福祉、教育、文化などの分野で目の行き届かない個所が数多く残される。公共セクターによる公益的サービスでは形式的公平性に重きが置かれるため、相手の立場に立って当事者に寄り添うことが難しいからである。公共セクターのこうした短所を補うように、残された個所を市民の手によって穴埋めしようとするのが、社会システムの周辺部に形成されるNPO（非営利組織）である。それゆえ、NPO（非営利組織）は社会システムと政治システムの重なりあうところに位置すると考えられるのである。

一方、経済システムは、モノやサービスを生産し、分配し、消費するための仕組みである。その主たるプレイヤーは営利企業であるが、彼らはカネを媒介に「競いあい」を行い、他者を蹴落とし、自らの組織の拡大をはかるうとする性向をもっている。資本主義の原理からいえば、利潤の確保のために市場の拡大を求めのがつねであり、その障害物は対内的にも対外的にもこれを排除しつつ、投資家に最大の利潤を分配することをその使命としている。こうした市場原理主義のもとで、失業とそれにもなう地域社会の崩壊、環境破壊などの問題が引き起こされるが、こうした市場の失敗を是正する力は経済システムの中からは生まれてこない。

こうした三つのサブシステムのもとで、今一度、協同

組合の位置を明示するならば、それは社会システムと経済システムの重なりあうところに位置する。このことは、協同組合は社会システムの助けあいの中から生まれ、発展してきたのであるが、同時に経済システムの中で、資本制企業とある場合には同調し、またある場合には対抗しながら、組織の存続をかけた戦いを日夜続けていることを意味する。これはレイドロウのいう二重の目的のうち、経済的目的を達成するための至極当然な行為であり、したがって、協同組合に第一に求められていることは事業の継続のために、決して赤字を出さないことである。

これに対し、NPO（非営利組織）は社会システムと政治システムの重なりあうところに位置する。このことは、NPO（非営利組織）は協同組合と同様、社会システムの助けあいの中から生まれ、発展してきたのであるが、同時に政治システムの中で、行政庁とある場合には同調し、またある場合には対抗しながら、組織の存続をかけた戦いを日夜続けていることを意味する。ここで同調とは、行政庁から資金や情報の提供を受けながら事業の存続に腐心することを指し、対抗とは、行政庁では目の行き届かないサービスを現場レベルで見出し、それを家族や集落（共同体）に提供することを指している。政治システムと重なりあう領域に位置することから、NP

〇（非営利組織）は他助組織すなわち公益組織という性格をもっている。

では、レイドロウのいう協同組合における社会的目的の達成とはどのようなことを意味するのであろうか。それはとりもなおさず、協同組合は、NPO（非営利組織）と同じように、社会システムから生まれてきた自発的協力の組織として、家族や集落（共同体）を支援し、その再活性化に貢献することである。

その場合の貢献とは、協同組合のメンバー（組合員）だけにかぎらず、メンバー以外の人びとにも役立つような公益的サービスを提供することにある。しかし、それは無条件に行われるべきではなく、協同組合のメンバーの承認する範囲内で行われるべきである。したがって、協同組合に第二に求められていることは、協同組合の領域をNPO（非営利組織）の領域に向かってできるかぎりシフトしていくこと、つまりは協同組合とNPO（非営利組織）の重なりあう領域を拡大することにほかならない。

ここで、協同組合とNPO（非営利組織）の重なりあう領域の拡大とは、「共助・共益の組織ではあるものの公益に配慮した組織」あるいは「協同組合とは企業経営と社会的関心のバランスのとれた混合体」のことを言い表している。

4、地域に根ざし、地域社会に責任をもつ協同組合たれ

協同組合が社会的経済の一員としてふるまうとは、どのようなことを指すのであろうか。最後にその点を考えてみたい。

その第一は「地域に根ざした協同組合」たれということである。ここで「地域に根ざした」とは、人と人が助けあって生きていく社会的システムの中から生まれたことを強く自覚し、ともすれば縮小しがちな家族、地域社会に代わって、弱い者を支え、刺激し、全体として社会システムの再活性化（地域の再生）を実現しなければならぬという点にある。協同組合人は、「地域社会の機能がつぶれば協同組合もつぶれる」という位の危機感を共有すべきであろう。

その第二は「地域社会に責任をもつ協同組合」たれということである。これは「地域に根ざした協同組合」と同じように聞こえるかもしれないが、筆者の中では別の意味をもっている。とくに「責任」という言葉にこだわっているのであるが、協同組合は「市民（シチズン）」によってつくられた組織であり、その市民とは、地域社会に責任をもつことを自らの責務と考え、かつそのことを自らの誇りとするような人びとのことを指している。

このような意味の「市民」であれば、都市よりも農村に数多く残されているというのが筆者の判断である。この人たちが活躍する場を、協同組合が提供することが求められているといっただろう。

注

- (1) 高木郁朗「労働者自主福祉事業からみた協同組合の課題」『生活協同組合研究』通巻四二五号、二〇一一年六月。
- (2) 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明のバックグラウンド・ペーパー」をさす。日本協同組合学会訳編『二一世紀の協同組合原則』二〇〇〇年、日本経済評論社、四九五〇ページ。
- (3) いずれの報告もほぼ四年ごとに開かれるICA大会で採択されている。レイドロウ報告「西暦二〇〇〇年における協同組合は一九八〇年第二七回モスクワ大会、マルコス報告「協同組合の基本的価値」は一九八八年第二九回ストックホルム大会、ベーク報告「変化する世界における協同組合の基本的価値」は一九九二年第三〇回東京大会で採択された。
- (4) 日本生活協同組合連合会『西暦二〇〇〇年における協同組合』日生協、一九八〇年、一二ページおよび八二〜八六ページ。
- (5) ジョルジュ・フォーケ『協同組合セクター論』(中西啓之・菅伸太郎訳、日本経済評論社、一九九二年、七二ページを参照のこと。
- (6) 栗本昭「日本の社会的経済の統計的把握に向けて」(大沢真理編著『社会的経済が拓く未来』、ミネルヴァ書房、二〇一一年、七四〜七八ページ。ここでは、社会的経済の定義を概観するとともに、社会的経済を構成する協同組合、ミューチュアル、アソシエーション・財団の組織的な特質も説明している。
- (7) ペストフの三角形については、たとえば、富沢賢治『非常利・協同入門』、同時代社、一九九九年、二二ページを参照のこと。
- (8) 神野直彦『システム改革の政治改革』、岩波書店、一九九八年、ならびに篠原一『市民の経済学』、岩波新書、二〇〇四年、九六ページを参照のこと。
- (9) パットナムは、このようなよりよい成果を生み出す人と人の関係をソーシャルキャピタル(社会関係資本)と呼んだ。ロバート・D・パットナム『哲学する民主主義』(河田潤一訳、NTT出版、二〇〇一年)を参照のこと。
- (10) 協同組合を自助組織、NPO(非営利組織)を他助組織とする区分は、神野直彦「新しい市民社会の形成―官から民への分権(神野直彦・澤井安男『ソーシャルガバナンス―新しい分権・市民社会の構図』、岩波書店、二〇〇四年)に見出される。

ドイツに「エネルギー協同組合」設立運動の波

愛媛大学社会連携推進機構教授 村田 武

1、ドイツに「エネルギー協同組合」設立運動の波

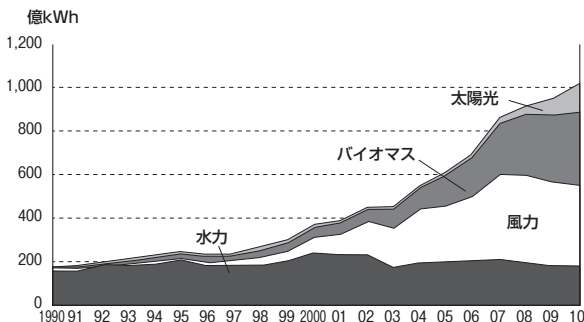
今、ドイツで新しく立ちあげられている協同組合の半ばは、農村での再生可能エネルギー協同組合である。主として市民出資でライファイゼン・バンク融資型のコミュニティ（農村自治体）所有による太陽光発電や風力発電、さらにバイオマス熱供給、バイオガス発電を行う登録協同組合（ドイツ協同組合法による法人）としての設立がブームになっている。

新たに設立・登録されたエネルギー協同組合は二〇一一年末で三九三組合を数える。州別には、バイエルン州がトップで一〇八（二七・五％）、次いでバイエルン州西隣のバーデン・ヴュルテンベルク州が九六（二四・四％）と南ドイツの二州で半ばを占める。以下、ニーダーザクセン州七五、ノルトライン・ヴェストファーレン州

四〇、ヘッセン州二三、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州一一、ラインラント・ファルツ州とザクセン・アンハルト州六、ベルリン市とブランデンブルク州、ザクセン州、チューリンゲン州五、ブレーメン市とザールラント州三、ハンブルク市とメクレンブルク・フォアポンメルン州一組合である。日照量に恵まれた南ドイツが太陽光発電で優位にたっているのは当然だが、冬季には曇天の多い北ドイツでも、太陽光発電協同組合が設立されているのは、明らかに以下にみる再生可能エネルギー法による電力の高価格固定買取制度があつてのことだ。

なお、エネルギー協同組合設立で全国をリードするバイエルン州のエネルギー協同組合一〇八組合のうち、〇六年以降に設立された組合は六八組合であつて、うち三〇組合は太陽光発電、二〇組合は熱供給、九組合はバイオガス発電、八組合は複合エネルギー供給である。^①

図1 ドイツの再生可能エネルギーによる発電量の増加



出所：A.Heissenhuber, Renewable Energy in Germany—Present Situation and Perspectives.
(2011年9月東京でのプレゼンテーション資料)

2、「エネルギー転換」

ドイツでは今、エネルギー生産において再生可能エネルギーへの転換が進み、「エネルギー転換」といわれる時代を迎えている。二〇一一年には総発電量に占める再生可能エネルギーの割合が一九・九%になり、一七・七%

にまで落ちた原子力発電を上回るまでになった。

過去二〇年における再生可能エネルギーによる発電量は図1のとおりで、二〇一〇年には一〇二〇億kWに達した。うち風力発電が三五・九%、バイオマス発電が三三

%を占める。〇七年以降は太陽光発電の伸びが大きい。

再生可能エネルギーによる発電量が今世紀に入って急増したのは、一九九一年制定の「電力供給法」が、二〇〇〇年に「再生可能エネルギー法」(EEG)に改訂されたことが決定的である。電力供給法では発電方法に関係なく一律に電気料金の九〇%の価格で買い取る制度であったために、コストの関係で風力発電しか普及しなかった。これに対して、EEGでは、風力発電だけでなくあらゆる再生可能エネルギー発電を普及するために発電設備所有者の総経費が売電収入でまかなえるようになった。たとえば、コストの高い太陽光発電はコストの低い風力発電より高く買う方式だ。そして、さらにこれに弾みをつけたのが、〇四年同法改正での太陽光発電の買取り対象規模上限一〇〇kWの廃止と買取り価格の発電規模別設定、さらに〇九年の再改正であった。再生可能エネルギー発電量が伸びるに当たって、電力消費への賦課金(サーチャージ)の額が近年大きくなり、〇九年には一般家庭の平均電気料金九七ドル(月当たり)のうちサーチャージ負担額が五・四ドル、サーチャージ単価(kWh当たり)が一・八セントに達して政治問題化するなかで、とくに買取り単価の高かった太陽光発電の買取り価格は〇四年以降引き下げられてきた。ドイツにおける最新の再生可能エネルギー買取価格は、表1にみられる

とおりである。

3、「100%再生可能エネルギー地域」づくりと農村

さて、このようなドイツにおける脱原発と再生可能エネルギー拡大戦略は、とくに二〇〇八年に始まる世界同時不況のもとで、農村の再生と関わって新たな展開をみせるようになった。エネルギー生産用に農村の土地が提供できるだけでなく、再生可能エネルギー用のバイオマス生産が環境保全につながることに注目されたのである。

そして、再生可能エネルギーの地域供給をめざす「100%再生可能エネルギー地域」づくり運動が農村を先頭に始まっている。エネルギー生産を遠隔地の大電力会社から地域に取り戻すことで、エネルギー生産から得られる利益を地域が獲得できること、また地域企業によるエネルギー供給の拡大を通じて、エネルギー供給の地域自治体による「再公有化」という方向もありうるとされたのである。そして、この農村における「100%再生可能エネルギー地域」づくり運動を担う組織として一躍脚光を浴びたのがエネルギー協同組合だった。ここに今回のエネルギー協同組合設立運動の意義がある。

ドイツにおいてエネルギー協同組合の設立がブームを

迎えたのは今回が初めてではない。二〇世紀初頭の農村電化を担ったのが発電・配電協同組合であった。たとえばバイエルン州では一九〇九年以降に四二の電力協同組合が設立され、組合員総数は一万人余り、職員は二八一人を数えた。第一次世界大戦直後の一九一九年には第二次設立ブームを迎え全国で一〇三〇組合を数えた。ワイマル共和国時代の一九三〇年には五八四一組合にもなった。ヒトラー・ファシズム期には急減したが、第二次世界大戦後の復興期の一九四八年では五二二組合が残っていたとされ、その後二〇世紀末では四五〇〇余りの電力協同組合があり、その大半は農村にあったのである。⁽²⁾

以下では、南ドイツのバイエルン州の「ライファイゼン・エネルギー協同組合」と、北ドイツのメクレンブルク・フォアポンメルン州の「市民太陽光発電協同組合」を紹介しよう。⁽³⁾

4、「ライファイゼン・エネルギー協同組合」

二〇〇八年にバイエルン州の北西端レーン・グラップフェルト郡のグロスバル村で、「ライファイゼン・エネルギー協同組合」が設立された。ライファイゼンの名を冠したのは、「ドイツ農村信用組合の父」ライファイゼン（一八一八〜一八八八）が活動したヘッセン州に近接するこの地域ならこそ、ライファイゼンの精神を現在に生かそう

表1 2012年ドイツの買取価格（ユーロセント/kWh）

		出力区分等	買取価格	買取期間
太陽光	屋根設置	0～30kW 30～100kW 100～1,000kW 1,000kW	24.43 23.23 21.98 18.33	20年
	平地設置	転換地等 ¹⁾ その他用地	18.76 17.94	
風力	陸上風力 ²⁾	0～5年目 6年目以降 ³⁾	8.93 4.87	20年
	洋上風力 ⁴⁾	0～12年目 13年目以降	15.0 3.5	
水力 ⁵⁾		0～500kW 500～2,000kW 2,000～5,000kW	12.7 8.3 6.3	20年
	地熱 ⁶⁾		25	
バイオマス ⁷⁾		<150kW 150～500kW 500～5,000kW 5,000～2万kW	14.3 12.3 11 6	20年

注：1) 転換地とは、ごみ処理場(landfill)や軍隊の使用地など、既に使用していた土地を2次使用したような土地。その他コンクリート等で被われた土地も同様の扱い。

2) 新設の陸上風力の買取価格。リバフリング、新技術にはボーナスを上乗せ。

3) 6年目の時点で、基準設備の発電量の150%を下回っている設備については、0.75%下回ること、6年目以降の買取価格の運用が2ヶ月遅れる。

4) 新設の洋上風力の買取価格。2016年までに稼働した設備には別の買取価格を適用。別途、買取期間を短くし買取価格を高くするオプションもある。

5) 新設の水力発電の買取価格。近代化（発電能力の拡大ではなく、環境性の向上、ダムの改修、魚道の確保などに関する改修）や既設設備の増設分についても、別途区分がある。

6) 新設の地熱発電の買取価格。高温岩体発電の場合、ボーナスを上乗せ。

7) バイオガス発電については、4～8ユーロセントのプレミアムを上乗せ。また、バイオマス廃棄物発酵及び小規模糞尿は別の買取価格を適用。

出所：日本エネルギー経済研究所「海外における新エネルギー等導入促進政策に関する調査」より資源エネルギー庁作成。

という心意気である。小さな協同組合を村々に立ち上げることで、再生可能エネルギー生産による儲けを域外エネルギー企業に渡すのではなく、自らが経営し、「村のお金は村の者に」落とすことで地域内経済循環をつくろうという考えである。

人口八万人余り、集落数は一〇〇、農業経営が約一五〇〇戸のレーン・グラプフェルト郡は、ドイツ中部山地の穀作+畜産(繁殖牛等)の複合農業地帯であり、小規模経営の多い農業地帯だ。風力、太陽光、畜産・森林バイオマス等の再生可能エネルギー資源の宝庫であるために、資金力のある大企業・外国コンサルタント会社等による風力や太陽光の囲い込みのための土地購入が活発になってきた。

こうした動きに対抗するために、郡が音頭をとって設立したのが、「有限責任会社アグロクラフト社」である。バイエルン州農業者同盟支部とマシーネンリンク⁽⁴⁾が五〇%ずつ出資しており、会社の代表取締役は郡長である。このアグロクラフト社がオルガナイザーとして太陽光、熱供給、バイオ



ガス等のさまざまな再生可能エネルギー・プロジェクトを企画する。そして、プロジェクトを運営するために、村ごとに農村信用組合と同じ理念で組織したのが「ライ

ファイゼン・エネルギー協同組合」である。

アグロクラフト社の指導のもと郡内に設立されたライファイゼン・エネルギー協同組合二三（その組合員は二二〇〇人）のトップを切って二〇〇九年に設立された「グロスバル村ライファイゼン・エネルギー協同組合」は、組合員数が二五〇人で、ほぼ全世帯の参加となっている。（下の写真）

風力、太陽光、バイオガス、地域暖房網等の再生可能エネルギー設備があり、出資に対しては配当がある。

5、「ヴァーレン市民太陽光発電協同組合」

「ヴァーレン市民太陽光発電協同組合」は、ベルリンの真北一〇〇kmほどの、州内でも最大の湖ミュリーッツ湖の北岸の観光都市ヴァーレン市に、二〇一〇年六月に設立された。発起人はメクレンブル・ゼーンプラッテ（メクレンブルク州湖沼地帯）ライファイゼン・バンクである。

太陽電池パネルを張る用地は、旧東ドイツ時代のソ連軍駐留地であり、ソ連軍撤退後に空き地となっていた六haを、ヴァーレン市から借地した。借地料は売電額の二％という契約である。出力二二五Wのパネル九二〇枚を並べ、最大出力一九〇〇kWの太陽光発電を同年九月に開始している。（上の写真）

当初資金四五〇万ユーロ（一ユーロ一〇〇円とすると四億五〇〇万円）の調達は、ライフアイゼン・バンクの融資三〇〇万ユーロ（三億円）、地域住民の出資一五〇万ユーロによっている。出資金は一口百ユーロ（一万円）で下限が二五口、二五〇〇ユーロ（二五万円）、上限は千口、一〇万ユーロ（一〇〇〇万円）とされた。出資者一八五名はヴァーレン市とそれを囲むミュリッツ郡の住民であって、うち八〇％はライフアイゼン・バンク支店の組合員という。

年間発電量は一九〇万kWhである。この一九〇万kWhの電力は、ヴァーレン市企業局に一kWh当たり二八・四三セントで売電されており、売電額は五四万ユーロになる。一kWh当たり二八円四三銭で五四〇〇万円である。この一kWh当たり売電単価は二〇三〇年までの二〇年間保証されており、一kWh当たりの投資額が二三五〇ユーロに留まることから、出資者には昨年一年には六％の配当ができたという。

6、協同による新しい所得源の確保

ドイツの農村では、こうして地域のエネルギー資源を地域の所得源とし、地域経済循環の再生を図る動きが始まっている。そして、その担い手が、再生可能エネルギー協同組合であり、市民出資のライフアイゼン・バンク

融資型のコミュニティ（農村自治体）所有協同組合が誕生しているのである。運動の発起人が農業者同盟であり、マシーネンリンク（農業機械利用仲介組織）、さらにライフアイゼン・バンク（農村信用組合）であることが興味深い。農業者を支える協同組織が健在であって、それら協同組織の連携で、エネルギー生産を地域に取り戻して地域経済循環を再生させようという動きがドイツ農村に広がっていることにもっと注目してよいであろう。ドイツ農村におけるこの新しい協同組合運動は、わが国の農村再生にとって、学ぶところが大きいのではないか。

注

(1)、ベルリン・フンボルト大学主催二〇一二年国際協同組合年記念国際協同組合学会「グローバル化の挑戦に対する協同組合の対抗」(二〇一二年三月二～三日・ベルリン)におけるJ・R・ミューラーおよびL・ホルステンカンフの個別報告による。

(2)、ドイツの電力協同組合の歴史については、二〇一〇年一月にハンブルクで開催されたドイツ協同組合史学会第五回大会「農村協同組合」でのB・フリーガー報告に簡潔な紹介がある。

(3)、以下についての詳細は、村田武・渡邊信夫編著『脱原発・

「再生可能エネルギーとふるさと再生」筑波書房、二〇一二年八月刊を参照されたい。なお、同書の第四章には、酪農など畜産経営のバイオガス発電事業についての調査報告がある。さらに、資料として「伊方原発運転差止請求裁判」の訴状が掲載されている。

4、一九五〇年代末にバイエルン州を中心が始まったマシーネンリンク(Maschinenring、「機械利用サークル」)運動は、当時の欧州経済共同体の農業構造政策に対抗する「バイエルンの道」を支えるものとして、わが国でも注目を集めた。マシーネンリンクは、旧西ドイツの農村において、戦後の農業機械化のなかで、農家が個別に農業機械を導入することによるいわゆる「機械化貧乏」になるのを防ぎ、農業機械を有効に利用するための経営仲間介業務を行う家族農業経営の自助組織として村々に誕生した。その後、八〇年代、九〇年代以降の複数組織の統合によって数は減ったものの、現在では郡レベルの広域で事業を展開し、機械利用幹旋だけでなく、経営・家政支援ヘルパー事業など多角的な事業を行っている。そして、マシーネンリンク事業の多角化のなかに、子会社を組織しての再生可能エネルギー事業が登場しているのである。

J A運動はどうかあるべきか

東京農業大学名誉教授 白石 正彦

1、世界の協同組合運動の一翼を担うJ A運動の存在意義は何か

世界の協同組合は、農協(総合農協、専門農協)、生協、信用協同組合、共済(保険)協同組合、保健(医療・厚生)協同組合、漁協、森林(林業)協同組合、労働者生産協同組合(ワーカーズ・コープ)、旅行協同組合、住宅協同組合、エネルギー協同組合など多様な形態で組合員が結集し、事業活動を行っています。

これらの協同組合の全国組織は、人間尊重と協同組合原則志向の運動を旗印とする一八九五年に創設された国際協同組合同盟(ICA)に自由意思で加盟し、現在、加盟組織は九三カ国二四七団体(国際機関を除く)、傘下の組合員数は世界全体で一〇億人を超えています。

日本からは、農協(JA)、生協、漁協(JF)、森林組合(JForest)、労働者共済、労働者協同組合、労

働金庫等の全国組織である一三団体が加盟し、日本協同組合連絡協議会(JJC)を組織しています。

ICAは世界最大の非政府組織(NGO)として、国連経済社会理事会(ECOSOC)の諮問機関第一グループに登録され、また二〇〇二年には国際労働機関(ILO)が「経済社会の発展において、協同組合は世界のどの地域においても極めて重要である。(一九三号勧告)」とその役割の重要性を認める勧告を発表するなど、国際機関から高い評価を受けています。

ICAに結集している世界の協同組合は、二〇〇七年の世界的な食料危機、二〇〇八年以降の金融・経済危機の中で、地域の経済社会に根ざしており、バブル経済とその崩壊の影響を最小限に抑え、経済システムに安定性、耐久力・回復力をもたらしたと評価され、国連は二〇〇九年一月の総会で二〇一二年を「国際協同組合年」とすることを決議しました¹⁾。

第1表 日本の主な協同組合の組合数・組合員数および職員数
(2009年3月末時点)

	組合数	組合員数 (千人)	職員数 (千人)
農業協同組合 (JA)	770	9,494	224
漁業協同組合 (JF)	1,092	362	13
森林組合 (JForest)	711	1,575	7
生活協同組合	612	25,320	53
全労済	58	13,900	4
労働者協同組合	66	47	11
大学生協	228	1,509	2
労働金庫	13	10,058	11
事業協同組合	32,384	2,305	156
医療福祉生協	117	2,680	30
信用金庫	279	9,311	111
信用組合	162	3,698	22
合計	36,492	80,259	644

注：2012国際協同組合年全国実行委員会の資料

さらに、国連は、各国政府・国民に、①協同組合の社会的認知度を高めること、②協同組合の設立や発展を促進すること、③協同組合の設立や発展につながる政策を定めるように政府や関係機関に働きかけることを基本目標とするように表明し、これを受けて世界的に活動が展開されています。

日本では、前述のJJCを構成する協同組合の一三団体の代表に加えて、全国中小企業団体中央会、全国信用組合中央協会、信金中央金庫等の八団体の代表や協同組合の研究者、マスコミ関係者等も参加して、二〇一二国際協同組合年全国実行委員会（代表は経済評論家の内橋克人氏）を二〇一〇年八月に発足し、国連の前述の三つの目標に「④東日本大震災からの復旧・復興」を加えた活動の基本目標を決定し、「協同組合憲章草案」の策定（二〇一二年一月）や中央集会、フェスティバル、フォーラムの開催、広報活動、政府への働きかけなどを行い、従来の職能別協同組合の垣根を乗り越えた横断的な協同組合活動が目ざされ、政府広報オンラインにも掲載されています。ちなみに、第1表のように日本の主な協同組合の組合数は三六、四九二、組合員数は八、〇二五万九千人および職員数は六四万四千人で、そのうち農業協同組合（JA）はそれぞれ七七〇、九四九万四千人、二二万四千人です。また、総合農協の組合員数、組合員戸数の

第2表 総合農協の組合員数、組合員戸数の推移

(単位：千人、千戸、農協当たりは人)

	1992年度末	2002年度末	2008年度末	2010年度末	
総合農協数	3,204	1,046	770	725	
組合員合計	8,844	9,072	9,494	9,694	
(1農協当たり組合員数)	2,760	8,673	12,330	13,371	
正組合員比率(%)	62.4	56.9	50.9	48.7	
正組合員	計	5,515	5,159	4,828	4,720
	個人	5,508	5,150	4,817	4,707
	<うち女性>	<693>	<749>	<872>	<891>
	団体	7	9	12	13
(正組合員戸数)		4,807	4,496	4,185	4,068
准組合員	計	3,329	3,913	4,666	4,974
	個人	3,258	3,836	4,585	4,893
	団体	71	77	81	81
(准組合員戸数)		2,772	3,193	3,824	4,061

資料：農林水産省「総合農協統計表」

注：専門農協（信用事業を行わず、畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う農協）は2009年度に753。組合員数は271千人（うち、正組合員198千人、准組合員73千人）。

推移は第2表の通りです。表では示していませんが、総

合農協の農畜産物の販売高は、デフレ基調下で二〇〇六年度と二〇一〇年度を比較すると四・五兆円（うち米一〇兆円、野菜一・二兆円、果実〇・五兆円、畜産物一・二兆円）から四・二兆円（うち米〇・八兆円、野菜一・三兆円、果実〇・四兆円、畜産物一・一兆円）と米の低下、野菜の微増、畜産物の横ばい傾向で推移しています。生産資材の購買品供給高は、二・三兆円から二・〇兆円、生活物資の購買品供給高は、一・〇兆円から一・〇兆円、貯金は七九・七兆円から八五・六兆円、貸出金は二一・五兆円から二三・八兆円、長期共済保有契約高は三五・七兆円から三二・一兆円で推移しています。

このため協同組合は「組合員と地域社会の現在および長期的な利益のために、経済的・社会的問題を民主的に、かつ責任をもって取り扱うことが可能であり、結局必要だということである^②。」というICAの協同組合宣言にも留意して、JAは農業・食料・エネルギー・雇用・生活文化・福祉・医療・地域社会・東日本大震災と原発事故・地球環境などの諸問題に、戦略的な優先順位を固めながら組合員のニーズと願いのさらに参画を重視して国内外の協同組合セクターの活動の一翼を担っているという問題意識を明確にして、新しい動向と連携して、取り組むところに存在意義があります^③。

第3表 協同組合の定義と営利企業の特徴

	協同組合の定義	左記の定義と対比した営利企業の特徴
主体	自治的な組織としての人々の結合体	資本の結合体
目的	自分たちの共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえること	利潤追求によって資本自体の増大を図ること
手段	一人一人が平等の権限に基づき、共同で所有し、民主的に管理する事業体	資本の所有割合に応じた権限に基づき、所有・管理する企業

注：「21世紀の協同組合原則（定義・価値・原則）」はICA総会で1995年に決定され、本表はそのうち協同組合の定義の骨子とともに営利企業の特徴を筆者が作成し併記している。

共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをか

2、協同組合としての J A の本質と現段階的特質―第二六回 J A 全国大会の議案書の特徴―

第一に、協同組合の本質（アイデンティティ）は、ICA 総会が一九九五年に二一世紀の協同組合原則（協同組合の「定義」「価値」「原則」）を採択し、これが国際基準となつています。このうち、①「定義」の側面から見ると、第3表のように、その「主体」は「自治的な組織としての人々の結合体」であるのに対して、営利企業は「資本の結合体」です。協同組合の「目的」は「自分たちの共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをか

なえること」であるのに対して、営利企業は「利潤追求によって資本自体の増大を図ること」にあります。

協同組合の「手段」は「一人一人が平等の権限に基づき、共同で所有し、民主的に管理する事業体」であるのに対して、営利企業は「資本の所有割合に応じた権限に基づき、所有・管理する企業」であり、両者は本質的に異なります。

J A はこのような協同組合の一翼に位置づけられ、協同組合の国際的基準とわが国の農協法や関連法を遵守して、組合員が主体として結集し、その目的を達成するために協同組合らしい事業体として運営されているかどうかが問われています。

第二に、二〇一二年一〇月一〇日〜一一日に開催された第二六回 J A 全国大会の議案書（『次代へつなぐ協同組合の力で農業と地域を豊に』）を中心に、協同組合としての J A の現段階的特質について検討してみよう。

同議案報告書では、最初に「J A 綱領―わたしたち J A がめざすもの―」と I C A の「二一世紀の」協同組合原則「が盛り込まれ、さらに「大会議案の全体像」と「実践指針」が明示され、協同組合の国際基準を土台として全体が組み立てられている点が評価できます。

大会議案の全体像では、情勢認識として東日本大震

第4表 第26回JA全国大会議案における実践指針

<p>I. 持続可能な農業の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次代へつなぐ「JA地域農業戦略」の実践 2. 新たな担い手づくりと農地フル活用の実践 3. 担い手経営体と一体となった生産販売戦略の実践 4. 多様な担い手と地域に根ざした生産販売戦略の実践 5. 消費者との信頼に基づく食の安全対策の実践
<p>II. 豊かでくらしやすい地域社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域のライフラインの一翼を担うJAの総合機能の実践 2. JA支店を拠点に地域コミュニティの活性化に向けたJA地域くらし戦略の実践 3. 将来的な脱原発に向けた循環型社会への取組みの実践
<p>III. 経営基盤強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域に即したJA経営基盤戦略の実践 2. 協同組合としての意識改革と人材育成の実践 3. 次代へつなぐ組織基盤強化・組織活動支援の実践 4. JA経営の健全性向上の実践 5. JAの事業伸長を支える各事業の実践
<p>IV. 国民理解の醸成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民理解の醸成に向けたJAの広報活動の実践 2. 農を基軸とした「いのち・くらし・地域」を守る運動の実践

資料：「次代へつなぐ協同 ～協同組合の力で農業と地域を豊に～」全国農業協同組合中央会、平成24年10月。

「災、行き過ぎた市場原理主義、人口減少時代を迎えた日本、食料不安の高まりについて言及し、主題を『協同組合の力で農業と地域を豊にする「次代へつなぐ協同」』とし、主題の二本柱として①「地域でおぎないあい、外とつながりあう新たな協同」、②「支店を核に、組合員・地域の課題に向きあう協同」という組合員参画型のJA運動の方向付けも注目されます。

さらに、めざす姿（二〇年後）として、「①持続可能な農業の実現（消費者の信頼にこたえ、安心な国産農畜産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支え、農業所得の向上を支える姿）」、②「豊かでくらしやすい地域社会の実現（総合事業を通じて地域のライフラインの一翼を担い、協同の力で豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献している姿）」、③「協同組合としての役割発揮（次世代とともに「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、存立している姿）」を明示し、地域農業の姿、地域社会の姿、さらに協同組合としてのJAの姿が描かれている点も注目されます。

一〇年後のめざす姿の実現のため、今後三年間の中期戦略としては、①「JA地域農業戦略」、②「JA地域くらし戦略（将来的な脱原発に向けた循環型社会への取組みの実践を含む）」、③「JA経営基盤戦略（国民理解の醸成に向けた広報活動を含む）」という三本柱も注目

されますが、とくに「将来的な脱原発に向けた循環型社会への取組みの実践」を明示している点は、一般の人びとにもわかりやすく、評価できます。

「実践指針」は、第4表のように、「I. 持続可能な農業の実現」の項では、「次代へつなぐJA地域農業戦略」の実践を中核に、「新たな担い手づくり」、「担い手経営体」、「多様な担い手」という三つのタイプの担い手づくりのための農地活用、生産販売戦略の方向付けと食の安全対策などを明記している。さらに、JAが組合員を結集して先導する形で緊急に取り組まなければ、高齢農業者の大量リタイア期を目前にしており一〇年後のシミュレーション結果は農家戸数の三割（七九万戸）の離農、耕地面積の二割（九三万戸）の流動化、受け手不足による耕作放棄の増加・農業生産の脆弱化などの客観的認識の共有化を強調している。その上で、次代につなぐ戦略的取組みを全国で八、七六〇カ所あるJA支店管内（一JA支店当たり正組合員五四五人、准組合員五四八人に相当するほぼ旧市町村単位）から地域特性を活かした内発的な仕組みづくり、さらに組合員等の参画型方策を提示しており、高く評価できます。

ただし、二〇一二国際協同組合年を迎えて、JAと生協等の異種協同組合間の農産物産直事業と交流活動の活発化の戦略的方向付けがやや不十分であり、この方策の

優先順位を高めれば協同組合セクターによる「地域でおいぎないあい、外とつながりあう新たな協同」の展望が内向きでなく外延的に広がると考えられます⁽⁴⁾。

「II. 豊かでくらしやすい地域社会の実現」の項では、①子ども同居しない六五歳以上の世帯が五四%、②高齢者の不便・不安は、日常的な買い物や病院等の通院で発生、③高齢者が多い集落・中山間地の集落ほど、機能維持が困難な状況に直面している環境変化の実態と一〇年後のシミュレーションとして①収支構造の悪化により、JAくらし活動・生活関連事業が縮小、②第一世代正組合員の世代交代（組合員一六%減）、③世代交代等による貯金流出（二〇兆円超）、共済保有契約者数の減少（一、五五七万人↓一、三〇七万人、すなわち二五〇万人・一六%減）という客観的認識の共有化を強調し、(地域)のライフラインの一翼を担うJAの総合機能の実践」を中核に、「JA支店を拠点に地域コミュニティの活性化に向けたJA地域くらし戦略の実践（JA健康寿命一〇〇歳プロジェクト、高齢者福祉、地域ケア会議等を包含したJA版地域包括ケアシステムを含む）」についてJA支店等を拠点に「くらしの活動」と「JA事業（生活・信用・共済・介護施設・ファミリーマーズマーケット等）」を連携して、総合力を発揮するために組合員を結集して先導する形で実践することを明示しており、評

価できます。

“将来的な脱原発に向けた循環型社会への取組みの実践”については、東日本大震災に伴う原発事故により、原子力発電は、安全なクリーンエネルギーではないということが再認識されました。また、放射能汚染は、風評被害とあわせて、日本中の農林水産業に多大な被害を与え続けています。”と今後長期にわたる深刻な実態を強調し、“持続可能な地域農業の振興と地域循環型社会の確立のため、再生可能エネルギー（太陽光・小水力等）による自然エネルギー発電、バイオマス資源の活用等）の利便促進、地球温暖化等環境問題への取組み（エネルギー）について、各J A・地域の資源を最大限に活用する取組みを地域から広げる”点を明示しており、高く評価できます。

「Ⅲ・経営基盤強化」の項では、“地域に即したJ A経営基盤戦略の実践”を中核にして、“協同組合としての意識改革と人材育成の実践”（J A理念の浸透と国際協同組合年を契機とした「人づくり」、活力ある職場づくり、経営者層の自己啓発・役員教育の強化、J Aの総合力を発揮する人材育成等）、“次代へつなぐ組織基盤強化・組織活動支援の実践”（日常の事業・組織活動や教育文化活動などを通じた組合員学習、担い手・女性等の経営参画、准組合員の意思反映等）、“J A経営の健全性向上の実践”

“J Aの事業伸長を支える各事業の実践”等を明示しており、注目されます。

「Ⅳ・国民理解の醸成」では、“国民理解の醸成に向けたJ Aの広報活動の実践”（トップマネジメントとしての広報活動を経営戦略と位置付け、組合員第二世代・准組合員・地域住民への地域密着型広報活動の実践、J A支店等を拠点とした情報の受発信等）、“農を基軸とした”いのち・くらし・地域”を守る運動の実践”（ネットワークの連携強化による国民運動の強化、国際協同組合年を契機とした協同組合組織等との連携）を明示しており、注目されます。

3、J A運動の展開方向とその条件整備の基

本課題

J A運動の展開方向は、前述したように第二六回J A全国大会の議案書に盛り込まれている“大会議案の全体像”と“実践指針”は、全国・都道府県段階のJ A連合組織と単位J Aの役職員・組合員リーダーを中心に、地域特性と具体的数値目標を盛り込んだ各中期計画と年度計画の策定に効果的に利活用されるべき待ったなしの大転換期を迎えており、各J Aトップの創造力たくましいリーダーシップが問われています。さらに、国内外の協同組合、さらに市民、営利企業、政府・自治体・マスコミ

等には地域発の内発的な実践のプロセスと成果・困難な諸課題を発信し、連携や支援の輪が広がるような各J Aトップの協同組合人らしい誇りに支えられたコミュニケーション力を伴ったリーダーシップが問われています。

以上のような全体的な評価の上で、これを進化させながらJ A運動を展開する方向は、第一に、協同組合セクターの運動発展の一環にJ A運動を位置付け、協同組合間連携を重視して、J A運動を発展させる戦略に対して優先順位を高める必要があります。

具体的には、前述した生協との農産物の産直事業や交流活動と連携したJ Aの事業活動との双方向的拡充、森林組合と農協が地域内や都道府県域などで連携した森林・農業・水・観光資源の複合的利活用と就業機会の拡充（家畜飼養面での林地利用、キノコ、木材、木質バイオマス、水力など再生可能エネルギー、農業生産資材、住宅用木材、農林産物の高付加価値化と直売所の協同開設、農林家民宿、野生生物の保全等）、漁協と農協が連携した地域食文化活動とその直販事業化、地域環境・海岸保全の振興などが強化される必要があります。

さらに、一九九〇年代初頭まで組織され活動していた協同組合間提携推進事務局^⑤の再構築の検討、二〇一二年国際協同組合年全国実行委員会の継承的發展（名称の見直しを含む）の検討、協同組合憲章草案の本格的検討

などが今後の戦略的展開方向として重要です。加えて、国際協同組合同盟（ICA）にJ Aグループの中から最低一名の職員を募集し継続的にICAのスタッフとして派遣し、J A運動を含め日本の協同組合運動の情報発信力を高め、一方で世界の協同組合運動の情報受信力を高め、J Aグループの国際的人材養成に結びつけることも検討されて良いでしょう。

第二に、農協法第一条の目的には、「この法律は、農業者の協同組織の発展を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。」と規定していますが、「この法律は、農業者等の協同組織の発展を促進することにより、農業と農村社会の持続可能な発展及び農業者等の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。」と改正し、併せて農協の模範定款例を見直し、各J Aの定款自治を強化しながら、各J Aの自助と協同組合間の連帯を促進する必要があります。

農協法第三条第一項には、「この法律において『農業者』とは、農民又は農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が三〇〇人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人を除く。）をいう。」と規定し、同条第二項には「この法律において『農民』

とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。」と規定しています。

今日、総合農協の組合員の構成割合が、正組合員よりも准組合員が全体の過半数を超える段階を迎えています。中山間・農村地域と都市近郊地域、北海道地域等での実情は大きく異なり、一方で農村部や都市部においても大量の団塊世代の定年退職者を迎えるなかで、人びとの市民農園、農業体験農園、定年帰農や自給的農業へのニーズが高まっており、農業協同組合模範定款例（出資総合単協の場合）の第三章第一二条第二項第二号で正組合員資格について「一年のうち九〇日以上農業に従事する個人であって、…」と規定していますが、「一年のうち三〇日以上農業に従事する個人であって、…」と見直すことにより、各総合農協の定款の見直しの契機を与えることとなりますので、全国農協中央会はこれを優先して取り組むことが必要でしょう。

同時に、神奈川県秦野市農協のように公益権問題とは区別して、日々の組織的運営面で集落単位の生産組合のメンバーに准組合員も包含し、同じ組合員として協同活動に取り組んでいる点が注目されます。このようなJ A運動の進化の実態を考察し、准組合員への部分的限定的な公益権の拡大を図っていく必要があります⁶⁾。

第三に、第二六回J A全国大会の議案書の実践指針(第

3表)について、見直しの時期が醸成されれば、「I・持続可能な農業の実現」と「II・豊かでくらしやすい地域社会の実現」の両輪が明示されていますが、新たに「III・再生可能エネルギー等の農村社会資源開発による新規就業機会の実現」、「IV・東日本大震災・原発事故からの人びとの復旧・復興の継続的支援」の二つを盛り込み、明示されている「V・経営基盤強化」、「VI・国民理解の醸成」を含むの六本柱の項目設定に修正し、それに伴う戦略の拡充が課題だと考えます。

本稿の結びとして強調したい点は、自然・生態系と人間の関係を根本から問い直すべき文明的大転換期において、日本の総合農協モデルが人びとを幸せにするために韓国、台湾、タイ、インドネシアなど総合農協形態の国々のみでなく中国を含む水田農業を中心とする東アジアに進化しながら広がる潜在力を秘めており、その使命（ミッション）を自覚する必要があります。さらに、各J A支店（旧市町村）とJ A営農生活センターを拠点に組合員の運営参加と事業活動参加の両軸を重視し、次世代と農業経営体・多様な農業者、女性グループ、准組合員にも魅力ある役職員の人材育成・職場風土づくりと組合員の教育文化活動を強化するマネジメント力の高度化、及びJ Aグループがリードする方向での異種協同組合間の連帯力の発揮を期待したいと思います。

注

- (1) 二〇二二国際協同組合年全國実行委員会代表の内橋克人氏が米國ノーベル経済学賞受賞のジョセフ・スティグリッツ教授の弁を引用しながら「世界経済を破綻の闇に連れ込むマネーとその操り手たち。『巨大金融資本(家)は壮大な賭け事に成功すれば、巨大な利益を独り占めにし、失敗して損失が出れば公的支援での救済を要求する。膨大なツケ(帳尻)はいつも弱者に回る。』と。いま、アメリカにおいては、平均所得の中位以下の個人所得の合計に相当する巨富を、わずか四〇〇人の超富裕者らがわしづかみにしている。」「農業協同組合新聞」平成二四年一〇月一〇日号」という異常なグローバル資本主義の実態を指摘しています。
- (2) 日本協同組合学会訳編『二一世紀の協同組合原則』ICAアイデンティティ声明と宣言』日本経済評論社、二〇〇〇年、九一〜九三頁。
- (3) 二〇二〇年現在、世界の飢餓人口(身長に対して妥当とされる最低限の体重を維持し、軽度の活動を行うのに必要なエネルギー「カロリー数」を摂取できない状態の人びと)が九億二、五〇〇万人と世界人口の一三・四%とFAOとWFPは推定値を公表しています。
- (4) 二〇〇九年度の飼料米の作付面積は四、一二九ha、飼料稲は一〇、三〇六haであり、日本の飼料米の六四・八%、飼料稲の五・四%を生協の事業が支えており(農林水産省の調べ)、生協の二〇一〇年度の産直産地との交流実績・産地へ訪れた企画数四、七九一回・産地への訪問者二三五、一八四人、生協産直の供給高合計二、七五六億円(うち青果三六・三%。畜産二一・七%、牛乳一〇・九%、卵八・五%、米一七・二%、水産五・二%、その他〇・三%)である実態も評価されて良いでしょう(資料『全国生協産直レポート二〇一二』日本生協連 二〇一二年)。
- (5) 白石正彦「第三章第八節 高度成長期下の産直・協同組合間提携」『新・農業協同組合制度史1(財)協同組合経営研究所、平成八年。白石正彦「低成長・金融効率化のもとでの産直・協同組合間提携」同上 2』平成八年。白石正彦「産直・協同組合間提携」同上 3』平成九年。
- (6) 准組合員は総代に選出される権利をもたない(農協法第四八条第二項)が、一方では決議、選挙または当選取消請求権、書類閲覧等請求権、代表(代位)訴訟を提起する権利、理事および精算人の違法行為差止請求権、総会決議取消または無効確認の訴を提起する権利、設立無効の訴を提起する権利、出資一口金額減少無効の訴を提起する権利、合併無効の訴を提起する権利、組合検査請求権および行政庁に対する仮理事等の選出請求権または役員選挙もしくは選任のための総会の招集請求権も、正組合員のみならず准組合員にも認められている権利ですので、現行の農協法は准組合員に共益権を制限して例外的に付与していると解釈するべきです。

アメリカの干ばつと穀価高騰の背景

日本農業研究所客員研究員

服部 信司

1、高騰する穀物価格

七月に入って、アメリカの干ばつ地域は急拡大した。七月のトウモロコシ価格（シカゴ、期近価格）は、史上初めてブッシェル（二五・四kg）あたり七ドル台（七・七七ドル・トン）三〇六ドル（二万四、四七二円）に急騰した（図1）。六月六・〇三ドルから一挙に二二%上昇したのである。さらに、八月には八・〇四ドル（トン三一七ドル）二万五、三三二円）に達し、九月第二週においても、七・七八ドル（トン三〇六ドル）二万四、五〇〇円）を続けている。大豆・小麦も、七月以降、史上空前の高値を更新している。

2、異常乾燥—干ばつ地域—七月に急拡大。

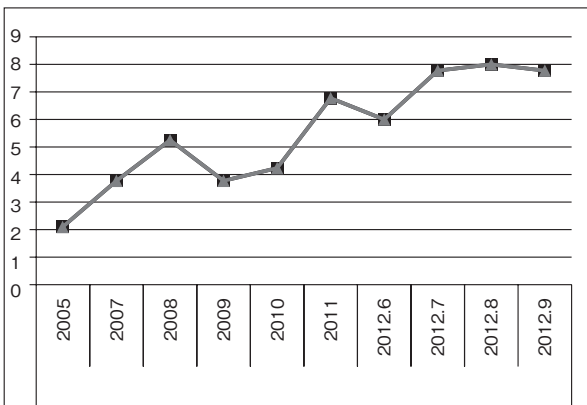
全米の七九%を覆う

六月一三日にアメリカ農務省が発表した今（二〇一

二）年産の需
給予測では、

「トウモロコシの単収は一〇・五四トン/hq、生産量三億七、五〇〇万トン」であり、いずれも史上最大を予測していた。六月中旬時点では、アメリカ農務省は、干ばつの影響を考慮し

（図1）トウモロコシ・シカゴ価格（ドル／ブッシェル）



(表1) 干ばつ⁽¹⁾の影響地域

(アラスカをのぞくアメリカ隣接国土における%)

時 点	異常乾燥・干ばつ地域	深刻－例外的干ばつ	極度－例外的干ばつ
6月11日	37.5	19.1	3.9
9月11日	78.5 (2)	41.8 (3)	21.1

注1) 乾燥－干ばつの程度：①異常な乾燥、②穏やかな干ばつ、③深刻な干ばつ、④極度の干ばつ、⑤例外的干ばつ。厳しさ：①→⑤。注2) この地域に62%の農場が存在。注3) この地域にトウモロコシと大豆の40%、肉牛の94%が存在。

資料：US Drought Monitor, Sept. 11, 2012, 他。

ていなかった、あるいは、干ばつ地域の範囲を無視し得る程度の範囲と見ていたのである。六月一日発表の「干ばつモニター」(US Drought Monitor)においても、作物生産に悪影響が出る事が確実な「極度の干ばつ・例外的な干ばつ」地域は、全米の三・九%にとどまっていた(表1)。

この事態が七月に入って一変する。六月下旬から七月中旬へと高温・乾燥状態(熱波)が穀作地域である中西部を中心に続くとともに、異常乾燥－干ばつ地域がアメリカ全体に広がったのである。七月一日には、「深刻な干ばつ以上の地域」にある耕地は全耕地の三九%、同地域の農場は三三%に及んだ。七月は、トウモロコシの受粉期であり、穀粒が形成される時期である。干ばつ地域の急拡大は、生

産量が減少する懸念を生み、ここから穀物価格の高騰が進んだのである。

九月一日の「干ばつモニター」によれば、「異常乾燥(干ばつには至っていないが、異常な乾燥状態)－干ばつ地域」はアラスカを除くアメリカ全土の七九%にわたり、ここにアメリカの農場の六二%が存在する(前掲表1)。異常乾燥－干ばつ地域が極めて広い。これが、今回の干ばつの特徴といえる。

さらに、九月一日時点で「深刻な干ばつ状態」以上の地域はアメリカ全土(同)の四二%、この地域にトウモロコシと大豆の耕地の四〇%が存在する。そして、単収の減少が確実な「極度の干ばつ・例外的な干ばつ」地域は全米の二一%に及んでいるのである(前掲表1)。

3、アメリカ農務省の二二年産予測…穀物生産の減少は比較的に少ない

(1) トウモロコシ一三%減

アメリカ農務省は毎月、当年産を中心とする需給予測を発表している。もっとも新しい九月二日発表の二二年産についての生産予測によれば、トウモロコシの収穫面積は三、四九六万haで前年よりも四%増、単収七・八トン/haは同一七%減、生産量は二億七、二五〇万トンで同一三%減となっている(表2)。ここで注目されるの

(表2) アメリカ：2012年産の穀物生産予測と前年との比較

(2012年9月12日)

品目	年	単 収		収 穫 面 積		生 産 量		在庫率 (%)
		トン/ha	指数	万 ha	指数	万トン	指数	
トウモロコシ	2011	9.3	100	3,360	100	31,390	100	9.6
	2012	7.8	83	3,496	104	27,250	87	6.5
大豆	2011	2.8	100	2,944	100	8,310	100	4.1
	2012	2.4	85	2,984	101	7,160	86	4.3
小麦	2011	3.0	100	1,828	100	5,440	100	33.3
	2012	3.2	106	1,952	107	6,170	113	28.6

資料：USDA, World Agricultural Supply and Demand Estimates, Sept. 12, 2012

(表3) アメリカ：トウモロコシ・天候不順年の生産データと前年との比較

(1983, 1988, 1993, 1995)

年	単 収		収穫面積		生産量		原 因
	トン/ha	対前年比	万 ha	対前年比	万トン	対前年比	
1983	5.3	28%減	20.6	29%減	10,600	49%減	干ばつ
1988	5.4	29%減	23.3	2%減	12,520	31%減	干ばつ
1993	6.4	23%減	25.2	12%減	16,100	33%減	冷夏・洪水
1995	7.2	18%減	26.1	10%減	18,800	26%減	ミスマッチ

資料：USDA (アメリカ農務省), Agricultural Statistics, 1985他。

注1) 1995年は、トウモロコシの各生育段階において気象条件とミスマッチが重なった。

は、収穫面積が昨年を上回っていること。収穫ができないほど打撃を受けている面積は少ないということである。また、単収の減少も前年比一七%で、かつての干ばつ時の単収減少一八九三年の二七%減、八八年の二九%減(表3)に比べ、それらの六七割くらいにとどまっている。その結果、生産量も一三%の減少にとどまり、これまでの干ばつ年の生産減少(八三年四九%減、八八年三一%減)に比べると、それらの三分の一ないし半分である。干ばつによる生産の減少は、過去の干ばつ年に比べれば、比較的に少ないと言っている。

(2) **大豆・トウモロコシとほぼ同様の一四%減**
大豆についての予測は、収穫面積は二、九八四万ha(前年よりも一%増)、単収二・四トン/ha(同一五%減)、生産量七、一六〇万トン(同一四%減)前掲表⁽²⁾。ここでも、わずかではあるが、収穫面積が増大している。

トウモロコシと大豆の中心的な生産地帯「コーンベルト」では、トウモロコシと大豆は輪作で作られているから、大豆もトウモロコシと同じ気象条件下にある。トウモロコシと同様に、収穫ができないほど打撃を受けている大豆面積は少ないとみ

(表4) 再生燃料使用義務量・エタノール向けトウモロコシ使用量

年	再生燃料使用義務量		エタノール生産量 (億ガロン)	エタノール向けトウモロコシ		同左のトウモロコシ生産への比率(%)
	総義務量 (億ガロン)	エタノール (億ガロン)		年度 9月→翌8月	使用量 (万トン)	
2008	90	90	93.8	2008/09	9,420	31
2009	110	105	109.4	2009/10	11,600	35
2010	129.5	120	132.9	2010/11	12,750	40
2011	139.5	126	139.5	2011/12	10,270	41
2012	152	132		2012/13 ⁽²⁾	11,900	42
2013	165.5	138				
2015	205	144				

注1) 1ガロン=3.8リットル。

注2) 予測(2012年9月時点)。

資料: アメリカEIA, RFA, USDA.

られる。
単収減一五%がトウモロコシの場合(一七%減)よりもやや少ないのは、大豆の生育にあって、七月よりも八月の雨量の方が重要であり、八月に入ってから若干の降雨があったからである。生産量の減は一四%でトウモロコシ(一三%減)とほぼ同じである。

(3) 小麦…干ばつの影響

を免れる

冬小麦(秋播き・カンザス・テキサス中心)は、すでに干ばつ発生以前の春(初夏(六月)に収穫が終わっている。春小麦(春播き)秋収穫)の生産地帯(中西部・西部の北部地域)においては、干ばつの影響はほとんどない。したがって、小麦の収穫面積は前年よりも七%多い一、九五二万ha、単収も同六%増の三・二トン、生産量は一三%増の六、一七〇万トンとされている(前掲表2)。

(4) 牧草…一九五三年以来の最低水準

アメリカ農務省の需給予測には含まれていないが、もっとも大きな打撃を受けたのが、粗飼料(牧草生産である。牧草は畜産(肉牛肥育、酪農など)に欠かせない。今年の牧草生産は、一九五三年以来の最低水準になるとされ、牧草価格は前年の二・三倍に上昇している。干ばつ地域が極めて広いという事態が、牧草生産の大幅減少につながっているのである。穀価の上昇(飼料価格の高騰)と粗飼料(牧草)価格の高騰によって、畜産経営者ももっとも大きな打撃を受けている。

(5) 広い干ばつ地域、比較的少ない生産の減少

このように、今年のアメリカの干ばつの特徴は、①異常乾燥(干ばつ)地域が極めて広い。②それにもかかわらず、中心穀物(トウモロコシ)と大豆の生産量の減少(一三%減、一四%減)が過去の干ばつ(熱波)年に比べ、

比較的少ない点にある。

4、無耕法と耐干性品種の普及

では、何故、トウモロコシ・大豆の単収と生産量の減少が比較的になくすんでいるのだろうか。

アメリカ農業は、四十五年に一度は干ばつ（熱波）に見舞われる。その干ばつに一定の対応力を持つ農法 \parallel 無耕法（No Till…不耕起栽培）が普及し、干ばつに耐性を持つ品種改良がさらに進んできたことによる。

無耕法とは、“穀作物の収穫後、その茎などをそのまま残し、耕作をせず、翌春、播種を行う”という方式である。茎などを残すのは土地を被覆して土壤水分を保全するためであり、耕作をしないのは掘り返しによる土壤水分の発散を防ぐためである。これによって、土壤湿度（水分）の保全を図り、少雨・干ばつへの対応力を高める。一九七〇年代に導入が始まったが、今日では、ほとんどの穀作農場がこの農法を用いている。

品種改良は、バイオニアームンサントなどによって進められてきた。

さらに、精密農法（農場マップの作成を基に、施肥などを必要な個所に的確に行う）の導入により、農場全体の作物育成力が強化されていることも、単収の維持に貢献していると考えられる。

5、生産減が少ないなかで、何故、価格の高騰が発生したか

(1) 基本背景…トウモロコシのエタノール大量使用による需給のタイト化

価格の最高騰をもたらしているのは、二〇〇六年から再生燃料（エタノール）使用義務量が設定されたことにより、トウモロコシ生産量の三―四割が毎年エタノール使用にロックインされたこと（表4）、その結果、穀物需給が食料需給から食料・エネルギー需給に変化して穀物需給が構造的にひっ迫し、価格の高騰状態（ \parallel 在庫の低水準状態）が続いてきたこと、そのもとで、今年の干ばつによる生産減（一三％減）が生じたことによる。

基本背景は、再生燃料使用義務量に支えられた大量のトウモロコシのエタノール向け使用 \downarrow それに基づく穀物需給の構造的なタイト化であり、そこに干ばつによる生産減が重なって価格の最高騰が生まれたのである。

(2) 再生燃料使用義務量の拡大

再生燃料使用義務量（RFS）というのは、毎年一定量の再生燃料（中心はエタノール）をガソリンに混入して用いることを、ガソリン流通業者 \parallel 給油会社に義務付けたものである。アメリカ社会全体で使用すべき再生燃料（エタノール）の量を、こうした形で設定したわけで

ある。再生燃料使用義務量は、二〇〇五年エネルギー政策法において導入され、二〇〇七年エネルギー自立・保障法において大幅に拡大された。二〇一〇年の義務量は二〇〇五年法の六八億ガロンから一三〇億ガロン（エタノール一二〇億ガロン）へ、二〇一二年の義務量は〇五年法の七五億ガロンから一五二億ガロン（同一三二億ガロン）へと倍増された。

(3) トウモロコシのエタノール使用の激増と価格高騰の構造化

再生燃料（エタノール）使用義務量は、その義務量にあたるエタノール等の消費が政府によって保障されていることを意味する。再生燃料使用義務量の年々の増大（前掲表4）を基礎にエタノール工場の増設が進み、トウモロコシのエタノール向け使用は〇四／〇五年度三、一二〇万トンから〇八／〇九年度九、四〇〇万トンへと激増していった。

これが主因となって、二〇〇七年後半から二〇〇八年にかけて穀物需給がひっ迫し、トウモロコシ・穀物価格が高騰したのである（前掲図1）。その急騰した価格は、金融危機のもとで〇九年にいったん下がるが、二〇一〇年に再上昇に転じ、昨（二〇一一）年には〇八年を上回る六・三八ドルを記録していた。〇八年以降、穀物価格の高騰状態が基本的に続いてきた（構造化していた）と

いいている。

その結果、在庫水準も極めて低い状態に陥り、二〇一〇／一一年度と二〇一一／一二年度平均のトウモロコシ在庫率は九・一％に低下していた。このような状態のもとで、今年、アメリカで干ばつが発生し、トウモロコシ―穀物価格はこれまでになかった水準に高騰したわけである。

6、被害者は畜産農場・畜産業者と消費者

アメリカの穀作物面積の八割以上は作物保険に入っているから、主要穀作物への打撃は、基本的に保険でカバーされる。また、穀価が高騰しているから、価格の面からも、生産量の減少はカバーされるとみられる。

被害を受けるのは、穀物価格・牧草価格の高騰を飼料価格の高騰として受け止めなければならない畜産生産者（小牛生産者、飼料を購入する肉牛・肉豚・食鳥、牛乳の生産者）と大量に飼料を購入する畜産業者である。

飼料価格の高騰は、日本の生産者にも及んでいる。一〇―一二月期の日本の配合飼料価格は、〇八年七月九月に次ぐ史上三番目の高水準に上昇しているのである。

また、打撃は消費者にも及ぶ。アメリカにおける穀作物価格の上昇は、それを原料として用いる食品の小売価格を、上昇分の一四―一五％上昇させる、とされている

からである。

7、問われる再生燃料使用義務量の中止・修正

こうした事態の中で、七州（テキサス、ニューメキシコ、アーカンソー、ノースカロライナ、デラウェア、メリーランド、ヴァージニア）の知事は、再生燃料使用義務量を一年間（二〇一三年）中止することを環境保護庁（EPA）に要請した。同様の要請を、アメリカの一五六名の下院議員と三四名の上院議員が行っている。また、ジョージア州知事は、使用義務量の削減を要請している。〇八年の価格高騰時において同様の要請を行ったのは、テキサス州知事のみであった。今回の価格上昇がかってない水準に達していることが、八州に及ぶ知事の再生燃料使用義務量の中止・修正要請の背景にあると言えよう。

再生燃料使用義務量は、アメリカのトウモロコシ生産量の四割をエタノール生産に振り向けることを強制するものである。そうした強制が無いなかで（ガソリン価格とエタノール価格との関係において、トウモロコシがエタノール生産に用いられるのはやむを得ない。だが、本来、食料・飼料として用いられてきたトウモロコシの四割を、アメリカのエネルギー自給のために、エタノール生産に用いることを義務化することは、穀物―食料需給

のありかたを著しく歪めるものである。

アメリカ環境保護庁は、一一月末までに、来年度の具体的な再生燃料使用義務量を決定し、提示する。そこにおいて、アメリカ八州の州知事、一九〇名の議員の要請が受け止められることが強く期待される。

注(1) 一ドル＝八〇円。以下同じ。

注(2) U.S. Drought Monitor, July 17, 2012.

(二〇一二年九月二五日)

協同組合原則と米国での修正

早稲田大学教授 堀口 健治
同大学院博士後期課程 軍司 聖詞

1、協同組合原則に起因する弱さへの対処

出資額に関係なく総会等で一人一票、加入脱退の自由、加入すれば同等の権利、の組合原則は米国でも消費者生協など適用しているが、農協は異なる。出荷額に準じた投票力で、加入は自由だがすぐには同等の権利を与えない。また全量出荷義務が普通である。

米国は専門農協が特徴であり、二〇〇六年現在二七〇〇弱の農協は約半分が販売農協、あとは資材農協である。「農務省筋や農業経済学者に制限派が多いのは農業販売組合：の加入制限の状況が影響していると思われる」と堀越芳昭氏（「アメリカにおける協同組合原則論の展開・下」一九九七年）は述べているが、株式会社に比し資本の不安定性を持つ組合の対抗策である。国際会計基準で負債とされた出資金は資本との反論もなされているが、それでも組合脱退時は返還なので負債の性格は残る。しかも出資金が減れば自己資本が減り、組合財務への信頼が落ちてさらなる不安が起きる。経営が不調で株

を売却する株主はいても、組合と違ってそれで株式会社は自己資本が減るわけではない。株価は下がるが財務に直接的打撃はない株式会社 비해、組合の資本の安定性は低いのである。

しかも農協のシェアは米国でも高いのに巨額な倒産が出て、学者の間では農協悲観論が強い。例えば農協を強化するための利益の内部留保・再投資案には、高齢の組合員からは配当金に回せという主張が総会で出て、株式会社と比べ長期投資が手控えられやすいといった指摘などはその一環である。だが組合も工夫している。農協が苦勞して組合員配当を減らし長期投資で成果を得た場合、それを見たらうえて組合に加入し成果を得ようとすると「タダ乗り」に対し、それを防ぐため加入者に数年間の権利制限を行い、それを超えると出荷に応じた額を定め応分の出資金を一気に求めるなどの対策がなされている。実際に現場で見てみよう。

2、カリフォルニアの米農協の現実



2011年冬に撮影したハイウェー113号(5号とつなげて米街道と筆者は呼ぶ)沿いの倒産したRGAの巨大な精米所

戦前来のRGA(カリフォルニア・米生産者農協)は二〇〇〇年倒産し八〇年の歴史を閉じた。カリフォルニア米七割のシェアを持った農協だが、輸出船や精米所を多く有して過剰投資に苦しんだ。それに不安を感じた組合員が次々と脱退し、底力を発揮できずにあつという間に倒産してしまったのである。今では一九四四年に設立されたFRC(カリフォルニア・米販売農協)がシェアの二五%を確保し、民間の精米業者と競いながら競争的価格を形成し州内では最大の集荷・精米の仕事をやっている。七〇〇人強の組合員(農業従事は約四〇〇人)、販売額二・六億ドル、総資産額一億ドル弱、その三分の一にあたる出資額(半分弱の不分割分を含む)は一人当たり二〇一一年度末四・八万ドル(一ドル八〇円で三八一万円)、日本では考えられない高さである。加入一年目は出資金が無い代わりに投票権もなく、二年目は出荷量に応じた投票権と一〇〇ポンド当たり六セントの出資金、三年目は一二セント、そのあとは平均出荷量の一〇〇ポンド当たり二ドル強の出資金を上回ることを求められ、投票権も出荷量に比例する。組合は年間約一〇億ポンド(四五万トン)を販売するので、この計算だと要求される出資額は計二二五〇万ドル、七〇〇人で割ると一人三・二万ドルが最低出資額になる。本誌の第三回で紹介した、民間業者に対抗する農協の意義を説くジョージは、

彼と亡くなった奥さんや兄弟で二人分の出資があり、しかも一人六・五万ドルなので最低出資額の二倍を出している。

日本の共販と同じく、受託し一年かけて高値を求め販売するプーリング制が米国でも一般的である。現在の総出資額は三・三千万ドル、うち組合員に配分しない出資金相当額が四〇%ありこれは組合脱退でも返さない。年度末の利益の一部を残し不分割の出資金として組合の強化策にしているのである。

米国と違い、日本は総合農協で貯金を主体とした負債をもとに預け資産も大きく、出資金の割合は低い。しかも自己資本として内部留保を増やしてきているので出資金のウェイトは日本では低い。総合サービスでしかも地縁的性格の農協から脱退することはあまり考えられないので、米国の事情と大いに異なるところである。

3、日本の農協にみる自己資本の強さと内部留保の多さ

手元で見ている農水省の総合農協統計表がやや古いのだが、傾向には変わりはないのでこれを利用しよう。二〇〇〇年代末の全国の農協の資産は七八・七兆円（九八年度…以下同じ）あるが、これに対して自己資本は五・六兆円あり、全体に占める自己資本の割合は着実に上が

っている。八〇年度だと資産は三三・五兆円、自己資本は一・九兆円だったから、両者とも増加しているが自己資本の増加額のほうが大きいのである。

しかも自己資本を構成するのは、出資金、内部留保（特別積立金、法定準備金、資本積立金、再評価積立金、再評価差額金、配当控除後の未処分剰余金）そして諸引当金の三つの合計だが、それに占める内部留保が八〇年は三割なのに九八年は五割を超えている。農協は地方銀行や信用金庫と比べて自己資本比率が高いだけではなく、自己資本に占める内部留保が厚いのである。このため一部の組合員が脱退しても自己資本への影響は少ない。分割しない内部留保等の自己資本の大きさを指摘しておきたい。

なお出資金には、事業の利用分量の割合に応じて配当した剰余金を五年限りで出資させることができる回転出資金を含んでいる。日本の農協法の規定である。

日本は専門農協は少なく総合農協が大半であり、世界的には特異である。共済と金融の黒字で指導・購売の赤字を補なう仕組みはうまく機能してきたといえる。一方、准組合員が多くを占め、組合員の多くが農外を主とする農家である。農業を専門とする組合か、地域を主とする協同組合か、今後の展開の性格が問われる段階にある。

編集後記

国連が定めた国際協同組合年の今年、協同組合事業を手がける世界各国の事業団体・組織が様々な取り組みを推進しているという。

国内でも「協同組合」を冠する事業団体は数多く、特に私たちにとって日頃からなじみ深い生活協同組合や全労済・労働金庫なども国際協同組合同盟（ICA）に加盟して活動を展開してきた。個々では弱い立場の者が、経済的・社会的自衛のために結束して大きな力を持つ者に対抗する手段として働く場では労働組合が、生活の場では協同組合などが形成され、活動の歴史を通して今日がある。

特に、協同組合の源流といえる農業協同組合は、わが国の食料・農業を規定する存在としてその動向が注目されてきた。そのJAの第26回全国大会が、「次代へつなぐ協同」をスローガンに一〇月に開催され、ここでは農業・くらし・経営の三戦略を着実に策定・実践していくことが大会総意で確認された。長い間日本農業を担ってきた昭和・一桁世代の大量リタイアという目前の課題に加え、未曾有の超高齢社会を迎え生産・生活の場である地域社会とのつながりが深いJAへの期待と役割は今後とも増していくと思われる。とりわけ、高齢化率の進展が

都市的地域よりも格段に早い農村部においては、営農指導・支援もさることながら、医療・介護から終末期事業まで地域に根ざした活動が高く期待されているのではないだろうか。

今日、社会保障給付費は増加の一途をたどり、一九九〇年には四七兆円だったが、二〇〇一年後の一〇一〇年には一〇〇兆円を突破した。介護保険給付費だけでも、制度が創設された二〇〇〇年に三・六兆円だったのが一〇年には七・九兆円、団塊世代が七五歳を迎える二五年には二・三兆円が必要と予想されている。JA本来の事業とはいえないかもしれないが、介護などの高齢者対策関連事業は今後の農協経営を安定化させる数少ない分野といえる。特にJAがお手の物の食分野での配食サービスなどは、地産地消の拡大や高齢者の安否確認など人と人をつなぐ絆事業として地域から大いに歓迎されよう。

JAグループでは今、要介護状態になるのを少しでも遅らせ、可能なら百歳まで心身ともに健康で過ごすことが出来るよう食事や運動、検診・介護・医療を組み合わせた「JA健康寿命百歳プロジェクト」を展開しているという。厳しい経済環境のもと、規制緩和や新自由主義の風潮が広がる中で財界などからいわれなき攻撃も多いが、是非新しい地平を拓いて存在感を更に高めて欲しいと思う。

（太田）